

電波監理審議会（第1089回）議事録

1 日時

令和3年5月21日（金） 10:00～11:19

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

日比野 隆司（会長）、兼松 由理子（会長代理）、笹瀬 巖、
長田 三紀、林 秀弥

(2) 審理官

藤田 和重、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

吉田 博史（情報流通行政局長）、藤野 克（大臣官房審議官）、
犬童 周作（総務課長）、
林 弘郷（地上放送課長）、吉田 恭子（衛星・地域放送課長）、
廣瀬 照隆（地域放送推進室長）

（総合通信基盤局）

竹内 芳明（総合通信基盤局長）、鈴木 信也（電波部長）、
布施田 英生（電波政策課長）

(4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

1. 開 会	1
2. 報告事項（総合通信基盤局）	
(1) 令和2年度電波の利用状況調査の評価（案）	1
(2) (株)東北新社メディアサービスの衛星基幹放送業務に係る認定の 取消しに関する状況等について	1 4
4. 閉 会	3 1

開 会

○日比野会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、再び感染が拡大しているという状況にございますことから、本日の5月期定例会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づいて、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題は、御手元の資料のとおり、報告事項2件となっております。また、2件目の放送関係の報告の後、省側には御退席をいただいて、株式会社東北新社の衛星基幹放送業務の認定に関して、審議会として書面の形で意見表明をすることについて、委員のみで議論をすることにしたいというように思います。

それではまず、総合通信基盤局の職員に入室をするよう連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

報告事項 (総合通信基盤局)

(1) 令和2年度電波の利用状況調査の評価 (案)

○日比野会長 おはようございます。それでは、報告事項、令和2年度電波の利用状況調査の評価 (案) について、布施田電波政策課長から説明をお願いいたします。

○布施田電波政策課長 電波政策課長の布施田でございます。よろしくお願

いたします。

まず、令和2年度の電波の利用状況調査の評価（案）について説明させていただきます。資料3つございますが、まず、参考資料の令和2年度電波の利用状況調査の評価（案）の資料を御説明させていただきます。

その資料の2ページ目を御覧ください。

この調査は電波法第26条の2に基づいて、周波数を2区分に分けておおむね2年ごとに調査をしているものでございます。この調査の評価結果は、今後の周波数割当て計画の改正や、電波の有効利用に資する政策に反映されるものでございます。

下の図に検討の流れがございまして、この調査の評価に関して、第三者機関に参与していただく観点から、本日、パブリックコメントの前に電波監理審議会に御説明させていただくものでございます。今後、パブリックコメントにかけまして、改めて電監審に諮問させていただきます。

3ページ目を御覧ください。

令和2年度の調査の概要でございます。

調査対象でございますが、714メガヘルツ以下の周波数を利用する無線局でございます。

対象は、無線局数として約415.8万局、免許人数として約155.1万者が対象になります。

調査方法は3つございまして、1つ目がPARTNER調査でございます。データベースでございます総合無線局管理ファイルを用いまして、免許人数、無線局数、電波の型式などを調査いたします。2つ目が調査票調査でございます。年間の運用時間・運用区域、周波数の移行計画、また管理状況などをアンケート調査により調査をいたします。通常はシステム単位で調査をいたしますが、重点調査対象システムについては無線局単位ごとに調査をいたします。

3つ目として、電波の発射状況調査がございます。実際の無線局の運用時間、運用エリアなどを現地にて測定して行う調査でございます。こちらの対象は重点調査対象システムのみでございます。

通常システムと申しますのは、周波数再編アクションプランにおいて、例えばデジタル化などの対応が求められているシステムでございます。重点調査対象システムは、そのうち、新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用するもの、また、廃止など、具体的な計画を有しているものが対象となります。

評価の方法でございますが、これは告示の規定に基づきまして、社会的重要性なども加味いたしまして総合評価を行います。

4 ページ目を御覧ください。

調査の方法でございますが、総合通信局の管轄区域ごとに行いまして、調査結果、評価結果案を作成いたします。

下にスケジュールが書いてございますが、今後パブリックコメントにかけた後、7月の電波監理審議会に諮問させていただく予定でございます。

続いて5 ページ、6 ページは、714メガヘルツ以下の周波数の特性ですとか利用分野をお示しするものでございます。飛ばさせていただきます。

7 ページから、対象の周波数帯につきまして、5つの周波数帯の区分に沿いまして、調査の結果と評価結果案をまとめているものでございます。7 ページは26.175メガヘルツ以下の周波数帯でございます。

中ほどの調査結果のポイントを御覧ください。この周波数帯の無線局は、アマチュア局が98.31%を占めているものでございます。また、ラジオ・ブイが少し減少しておりまして、航空無線が増加をしているということでございますが、おおむね横ばいで推移してございます。

評価の結果でございますが、これらの電波利用システムは国際的にも同様に

利用されていることから、おおむね適切に利用されていると評価してごさいます。

次の 8 ページ目を御覧ください。

26.175メガヘルツ超から50メガヘルツ以下の周波数帯でございませす。

中ほどを御覧ください。この周波数帯はアマチュア無線、船舶無線などに使われてございませす、全般的には漸減の傾向にございませす。

評価でございませす、ここにある無線局につきまして、周波数移行の動きは見込まれてございませせんし、船舶通信などは一定の需要が続く帯域であることを踏まえませすと、適切に利用されていると評価してございませす。

9 ページ目を御覧ください。

57ヘルツ超222メガヘルツ以下の周波数帯でございませす。

この周波数帯は、アマチュア無線、FM放送、防災行政無線、航空無線などなど、多様なシステムで利用されているところだございませす。また、移動系のデジタル無線だすとか、公共ブロードバンドの無線局が増加してございませす。

評価でございませす、この無線局については、デジタル化が一定程度進展しているだ評価してございませすし、公共業務用の無線など、電波利用システムの重要度の高さから判断するとおおむね適切に利用されているだ評価してございませす。ただ、アナログ方式の無線局につきましては、機器更新のタイミングで徐々にデジタル化が進んでおりますが、より一層周波数の有効利用に資する取組が必要だであると評価してございませす。

続いて10 ページ目だございませす。

222メガヘルツ超、335.4メガヘルツ以下の周波数帯だす。

この周波数帯は、消防用デジタル無線、市町村の防災デジタル無線、県の防災用デジタル無線など、公共業務用無線が大半を示して占めております。26

0メガヘルツ帯のところは、ほかの周波数帯で使われている防災行政無線の移行先、受入先となっておりますし、デジタル化の比率が増加しております。

評価でございますが、無線局数は増加している傾向でございますし、着実にデジタル化が進展しており、適切に利用されていると評価しております。

11ページを御覧ください。

335.4メガヘルツを超えて714メガヘルツ以下の周波数帯でございます。

この周波数帯は、350メガヘルツ帯、460メガヘルツ帯のデジタル簡易無線、また簡易無線、アマチュア無線などが多く占めてございます。公共用のアナログ無線がございしますが、こちらは減少傾向になってございます。

評価でございますが、公共用のアナログ無線は260メガヘルツ帯のほうに移行していきまして、移行先でデジタル化をするということで、デジタル化が進展しております。

全体といたしまして、無線局数は増加傾向にあります。また、その重要性から判断いたしますと、おおむね適切に利用されていると評価しております。

12ページ目を御覧ください。

総合通信局ごとに全体を取りまとめたものでございます。

関東、近畿、九州、沖縄は増加傾向でございます。その他の総合局につきましては、前回の調査、平成29年度と比較すると無線局が減少しているという状況でございます。

13ページ目を御覧ください。

こちらは、重点調査の評価（案）でございます。

令和2年度は、重点調査として3つのシステムを選定しております。1つ目が公共ブロードバンドでございまして、こちらは、公共安全のためのLTE

携帯電話システム、P S - L T Eとの相互補完を進めていくということが、ここに書いてありますアクションプランで、公共安全L T Eとの相互補完を進め、技術的検討を行うとされていることから、重点調査の対象としたものでございます。局数としては1 7 9局増加しているものでございます。

右側を見ていただきまして、評価でございますが、エリア的に偏りもありません。周波数帯幅利用状況を見ますと、有効に使われているとは言えないところがございます。一方で、このシステムは、上空でも使えるようにするなど、運用範囲を拡大してございますので、今後の増加が見込まれるところがございます。

評価といたしまして、公共安全L T Eとの中継回線にするニーズもありますことから、空きチャンネルの活用方法などを検討する必要があるとしているところがございます。

2つ目が、マリンホーンでございます。こちらは水産関係の団体が使っているシステムでございますが、令和4年度までに代替するシステムに移行するとされているものですから、調査対象といたしました。

評価でございますが、多くの無線局は年間の発射実績がございませんという結果でございました。使っているエリアも3つの道県のみでございます。ですので、予定どおり、令和4年1 2月までに移行・代替・廃止することが適当であるとしてございます。

3つ目が、アナログ地域振興のM C Aでございます。周波数再編アクションプランでアナログからデジタル化への移行を図るとされているところから、重点調査対象のシステムとしたものでございます。ただ、利用状況に係るアンケート調査によりますと、デジタル化の導入予定なしと回答した免許人が7 1 %も示していたというところがございます。

評価でございますが、デジタル化は進んでいるのですが、デジタル化の移行

が迅速に進んでいる状況にはないということに評価してございまして、引き続きデジタル化方式への移行を促していくという評価をしてございます。

以降、14ページからは、実際の現地での測定結果などを書いてある詳細でございまして。こちらは説明を割愛させていただきます。

以上が、令和2年度の利用状況調査の評価でございます。

残りの2つの資料を使いまして、昨年度電監審で答申いただきました公共無線局の臨時調査のフォローアップについて御紹介させていただきます。

別な資料の参考資料の公共臨時調査のフォローアップについてでございます。

答申をいただいた電波監理審議会におきましてフォローアップをしっかりと行うようにという御意見もいただきまして行ったものでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページ目でございます。

この表の見方でございますが、左側の公共臨時調査と書いてありますものが、昨年、臨時調査をしたシステムでございまして、電波利用料が減免されている無線局を対象にしてございますので、そのシステムを左側に書いてございます。中ほどに、今回の利用状況調査で調査をしたシステム名が書いてあるものでございます。右側に免許人数、無線局数となっております。

黄色く塗ったところは、前回の調査、平成29年から比べると無線局の数が減少しているシステムでございまして。他のデジタルのシステムに移行しているというふうに見えるところでございます。

白塗りの枠につきましては、平成29年から比べると増加しているシステムでございまして。

灰色のところは、無線局がゼロになり廃止されたというところでございまして。多く減少しているのですが、増加しているものと顕著なものといったしまして、例えば4ページ目を御覧ください。

4 ページの下側に、消防救急用の例えばヘリテレですとか署活系など、ここは増えてございます。防災意識の高まりということと、現在運用しているアナログシステムの増強を行っているということから、この部分は増えているものでございます。

この公共業務の無線局のフォローアップにつきましては、もう一つの取組がございまして、

5 ページ目を御覧ください。

総務省では、昨年からデジタル変革時代の電波政策懇談会を開催してございまして、その中に公共用周波数等ワーキンググループを設置しまして、各関係省庁の方々に対してヒアリングを行いました。これは国のシステムです。国のシステムに対して、このアナログシステムを今後どうしていくのかということ、アナログであれば使う理由も問いながらヒアリングをしていきました。

調整した結果、今後の方向性として、6 ページのようにまとまってございまして、

左側に分類として、他の用途での需要が顕在化しているシステム、これは携帯電話や無線LANが今後とも拡張していきますので、その拡張候補周波数帯にある公共用無線のシステムでございまして、これらのシステムが左にありまして、中ほどに周波数帯で、一番右側に今後の方向性というのがございまして、これらのアナログシステムにつきましては、全てが廃止するか、既存または将来のシステムと周波数共用するか、他の周波数に移行するかということで、今後の方向性が関係省庁の御協力も得ながらまとめられたところでございまして、

その下に青いところに書いてありますのはアナログ方式のシステムでございまして、これにつきましても、デジタル化、また廃止という流れになっているところでございまして、

続きまして7 ページ目でございます。

今後の予定でございますが、このように国が使っている公共業務用の調査につきましては、下でございますが、定例調査の結果も踏まえながら、各関係省庁の取組の進捗状況の確認をして、今後とも、デジタル化ですとか移行、廃止などのほうの取組を進めていく予定でございます。

もう一つ同様の資料がございます。左肩上に機密性2情報ありで構成員限りとなっているものでございます。

公共業務用無線でございますので、ものによっては不公表のシステムがございます。

今後移行していくということで、各関係省庁とも廃止、または共用、移行するというところでまとまっているところでございます。

資料の御説明は以上でございます。一番先に説明させていただきました令和2年度の利用状況調査につきましては、今後パブリックコメントをかけさせていただいて、改めて7月の電波監理審議会に諮問させていただきたいと考えてございます。

長くなりました。申し訳ございません。報告は以上でございます。

○日比野会長 布施田課長、御説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから御質問、御意見等お願いしたいと思います。それでは、まず、兼松会長代理、お願いできますか。

○兼松代理 ありがとうございます。布施田課長、御説明ありがとうございました。

多分、公共とは関係ない話なんですけども、御説明を聞いておまして、全体的にアマチュア無線の局数が減ってきているというふうな印象を持ったわけですけれども、先般のアマチュア無線の用途を広げるといいますか、適正な用途にするという答申をしたんですけれども、その効果というのはまだ多分すぐには出てこないのかなと思いますが、今後、やはりアマチュア無線が依然とし

でどんどん減っていくということになりますと、こちらについても何らかの対策といいますか、方策が必要になってくるのかなと思いますけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○布施田電波政策課長 御意見ありがとうございます。確かに、アマチュア無線は、過去二十数年前ですが、ピークから比べると3分の1ぐらいまで、従事者の方々、利用者の方々が減ってきている状況でございます。

アマチュアの周波数帯、いろんなどころにございますので、海外との通信をしたい短波帯を使っている人もいれば、気軽に使えるUHF帯の周波数帯もあったりとか、それぞれアマチュアの方々の科学的興味を追求できるいくつかのバンドでございますので、そのアマチュアのニーズも踏まえながら、ただ一方で、先生御指摘のとおりユーザーが減ってきているところも考慮して、他のシステムとの共用、特に共用ニーズも多いものですから、そちらのほうも進めていきたいと思えます。

以上のような考えを持っているところでございます。

○兼松代理 ありがとうございます。了解しました。

○日比野会長 次に、林委員、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。最後に御言及いただいた公共用周波数ワーキンググループ、これについて、これは非公開ということなので、議事要旨とかあまり詳しくは書かれてないところなんですけれども、それを拝見いたしました。そうすると、今後、構成員の先生方の御意見として、デジタル化の方式の導入に関しては関係省庁等が使用している各システムにおいては共通の方式を採用することを見据えた検討を行う旨明記すべきだということで、それ以外にも、規格の共通化であるとか、そういった非常に重要な御指摘があったと思うんですけども、その点、今後総務省としてどういったお取組をなされるのか、御参考までにお教えいただければと思います。

以上でございます。

○布施田電波政策課長 御指摘ありがとうございます。確かに、公共用のシステム、先ほど御紹介したとおり、いろいろたくさんあるのですが、150メガヘルツ帯の連絡用無線というのは、ほぼほぼ方式は似ているところがございます。つまり、音声で連絡するトランシーバーでございますので、その点につきまして、デジタル化の共通方式のニーズはあると考えてございます。

総務省としましては、技術試験事務なども活用いたしまして、各省庁のニーズも踏まえながら、そのデジタル化を後押ししていくような作業に入っていければと考えているところでございます。ありがとうございます。

○林委員 ありがとうございます。この公共用周波数ワーキンググループ報告案については、構成員の先生方の方からも、おおむねよく取りまとめられており適切であると考えているという御指摘もあったところでございますので、今おっしゃった点も含めて、関連する施策を推進していただければというふうに思います。どうもありがとうございました。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。

○日比野会長 続きまして、長田委員はいかがでしょうか。

○長田委員 長田です。ありがとうございます。前回の審議のときに、やはり予算がなくて進められないというような回答が結構たくさんあったところ、今回はいろいろと総務省のほうも頑張っていたいただいて具体的なデジタル化の進行が見えてきていると思うんですけども、それでもまだ、先ほど御報告いただいた、これはMCAというんでしょうか、のところなんかは、かなりの割合で経済的に困難だというような回答がまだありますので、そこに関しては、また総務省もひと働き、頑張っていたいただければいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。地域振興MCAは、各地方都

市とか市町村の中の商工会議所とか、ものによっては町内会などなどもございますが、そういう方々が連絡用として使っていただいているシステムでございまして、各団体それぞれの事情がございますので、その状況も見ながらデジタル化を促していきたいと考えてございます。ありがとうございます。

○日比野会長 よろしいでしょうか。

それでは、笹瀬委員、お願いします。

○笹瀬委員 布施田さま、どうもいろいろありがとうございました。非常によくまとまっていると思います。

今見せていただいている資料の中で、例えば13ページに主な評価結果に関してまとめておられますけれども、これもパブリックコメントに出るのでしょうか。資料には評価も記載されており、これからどうすべきだということも書かれています。これらの評価に関して、先ほどご説明いただいたMCAと同様、引き続きデジタル化の移行を推進するために指導をしていくということも明記されているのでしょうか。そこが1つ目の質問です。

○布施田電波政策課長 分かりました。パブリックコメントは、この資料も公開いたしまして、パブリックコメントに今後かけていく予定でございます。ですので、例えば公共ブロードバンドであれば空きチャンネルの利用の活用方を検討する必要があるという、この評価案も含めて、パブリックコメントにかける予定でございます。

○笹瀬委員 分かりました。それからもう1点は、先ほどお話があった、特にデジタル化することによって増えているもの、例えば150メガヘルツ帯を使うガスのデジタル化や、ヘリコプターのテレコムに関しては、基地局やユーザ数が増えているように思われますが、もっと周波数が欲しい等のリクエストはあるのでしょうか。ユーザ数や基地局数は分示されていますが、トラフィック分布等は示されておりません。よって、割当て

られた周波数での利用における改善要望や、もっと周波数が欲しいとか、そういうリクエストはありましたでしょうか。

○布施田電波政策課長 今御指摘いただいたようなニーズが高いシステム、幾つかございますが、それはかなりエリア限定で使われていたりですとか、使うタイミングが実際ヘリコプターが飛ぶときだけ使うなどということがございます。

確かに使い勝手がいいので局数が増えてきておりますが、ただ現在のところ、いきなり急速に割当てチャンネルを増やすというニーズは、今のところは把握してございません。

今回の調査で顕著にシステム数が増えてきていますのは、300、400メガヘルツ帯の簡易無線です。やっぱり利用が非常に便利だということで、非常に数が、先ほど御紹介する中で具体的な数字は申し上げませんでした。非常に増えてきているところでございます。そちらについても、今のところは周波数拡張のところまでのニーズは把握してございませんが、動きについてはよくフォローしていきたいと考えてございます。

以上です。

○笹瀬委員 ありがとうございます。以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。

今日はありがとうございます。全体的に適切な評価を丁寧に行っていただいているというふうに感じました。

予算というか、経済的な理由でなかなかデジタル化が進んでない領域がちょっとあるようです。例えば13ページのアナログ地域振興MCAの評価のところ、デジタル方式へ移行が迅速に進んでいる状況にはないとおっしゃっていますが、大変やさしい書き方で、裏を返せば遅々として進んでいないということなので、ぜひこの辺りは、長田さんもおっしゃいましたけど、有効活用に向

けてスピードアップして、デジタル庁が出てくる前に頑張っていたきたいなというふうに思いました。

以上です。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。デジタル化を進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○日比野会長 ありがとうございました。改めてですけど、ほか、特に委員の皆さん、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本報告事項につきましては終了したいと思います。布施田課長、ありがとうございました。

○布施田電波政策課長 ありがとうございました。失礼いたします。

○日比野会長 では、総合通信基盤局の職員の皆様は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○日比野会長 情報流通行政局の職員、入室連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

報告事項（情報流通行政局）

(2) (株)東北新社メディアサービスの衛星基幹放送業務に係る認定の取消しに関する状況等について

○日比野会長 それでは、続きまして、報告事項で株式会社東北新社メディアサービスの衛星基幹放送業務に係る認定の取消しに関する状況等につきまして、藤野審議官から説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○藤野審議官 藤野でございます。おはようございます。お手元のパワーポイントの資料、御用意させていただいているかと思っておりますけれども、そちらを御

覧いただければと思います。

表紙をめくっていただきまして、最初のページでございます。

株式会社東北新社メディアサービスの「ザ・シネマ4K」の関係でございますが、3月12日に、認定の際に重大な瑕疵があったと総務大臣が発表いたしまして、処分手続を経て、3月26日、株式会社東北新社メディアサービスに対して、この「ザ・シネマ4K」に係る認定の取消しを行うということを知したということでございます。

実際に、これは5月1日付で取消しとなってございましたけれども、5月1日の0時をもちまして、この「ザ・シネマ4K」の番組の終了が行われました。この番組が終了するまでの間、株式会社東北新社メディアサービスのほうでは受信者への周知を徹底いたしまして対応をしていただきました。

この番組は終了いたしまして、今後でございますけれども、受信機のほうの対応というのがまだ完了はしていないということで、今現在、停波を行うと受信機によって誤作動をする恐れがあるという状況でございますので、そのための対応を進めていただいております。

そして、誤動作等を回避する、そういう措置が終わった後で、この信号の送信を終了していただくという段取りでございますけれども、この取消しを行うに際して申し上げているのが、7月1日の0時にはこれを完了していただきたいということで、現在その対応をやっていただいているところでございます。

「ザ・シネマ4K」の関係は以上でございますけれども、これに関連しまして、外資規制の調査等の状況についても御報告させていただきます。

同じ資料の2ページ目を御覧いただきたいと思います。

もう既に御報告させていただきましたが、4月6日に放送事業者全般、あるいは関連する認定放送持株会社も含めまして、580社について、この外資規制の遵守状況、これを過去にも遡って調査するというを開始してございま

した。4月30日が、調査の回答期限でございまして、各社から回答ございましたが、まだいろんな関係の、いわゆる証拠書類的なものの提出をいただいたり、それからその内容をこちらで吟味するというふうなことを行ってございまして、この調査結果の取りまとめ、今しばらく時間かかるかと思いますが、早急にこれを行っていきたいと思っております。

それから、これと併せまして、外資規制自体の在り方についても検討を開始したいと思っております。現在、そのための準備を進めているところでございます。

本日の御報告の内容、以上でございます。

○日比野会長 藤野審議官、ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

それでは、順次確認させていただきます。兼松会長代理、いかがでしょうか。

○兼松代理 ありがとうございます。藤野審議官、御説明ありがとうございます。

なかなかお答えしづらいとは思いますが、調査の取りまとめというのは大体いつ頃できそうな見込みなんでしょうか。

○藤野審議官 事業者によって対応に時間がかかっているところがございまして、いつまでということはまだ申し上げられる段階に至ってございませぬけれども、できれば来月のどこかの時点にもできればと思っておりますけれども、まだちょっと申し上げる段階にないというのが正直なところでございます。

○兼松代理 ありがとうございます。そうしますと、そんなに、例えば秋になっちゃうとか、そういうことはなく、なるべく夏までぐらいにはというような

目標ではあるということでございますね。

ありがとうございます。

○日比野会長 よろしいでしょうか。それでは、林委員、いかがでしょう。

○林委員 御説明ありがとうございました。私からは特にございません。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 御説明ありがとうございました。今、兼松代理へのお答えで、報告が遅れたところがあるということをおっしゃったのですが、期日に間に合わなかったのか、それとも報告の内容が十分でなかった社があるということなのでしょうか。

○藤野審議官 回答自体はいただいているんですけども、過去に遡ってやっていますので、そうするとこここのところについての十分な証拠書類というか、裏づけ資料がないとかといったものがございまして、あるいはその内容についてもう少しちょっとこちらがお伺いしなきゃいけないところとかございまして、そういったやり取りをやっていて時間がかかっているところでございます。

○長田委員 参考までにお伺いしたいんですが、それはどの程度の割合でそういう社があるのでしょうか。

○藤野審議官 割合はちょっと難しいですけど。

○長田委員 案外多いとか少ない、少ないけどあるとか。

○藤野審議官 例えば一、二社ぐらいですということではありません。ある程度数がございます。

○長田委員 分かりました。ありがとうございます。

○日比野会長 よろしいでしょうか。

続きまして、笹瀬委員、何かございましたら。

○笹瀬委員 藤野審議官、どうもありがとうございます。大変な仕事をしてい

ただいてありがとうございます。

質問ですけども、これは580社もあるので、これは中身というよりも、調査をどうやってされているんですか。デジタル的にしているんですか、それとも紙でやっているんですか。

○藤野審議官 これは両方です。基本的にデジタルでというかデータを送っていただくものもありますけども、具体的なエビデンス的なものというのは、それはPDFにしたものを送られるときもあるかもしれませんが、そういった個別のやり取りなんかも含めてやっていますので、紙的な対応なんかもあると思います。

○笹瀬委員 こういう調査のときに、ただ答えよというだけではなくて、何か要望を記載できるのでしょうか。放送業者は、過去に遡っていろいろな事項を手早く調べる必要があるので、ただ、質問に回答するだけではなくて、要望的なものを記載できるようになっているのでしょうか。

○藤野審議官 要望というのは、調査をお願いした事業者からの御要望ということでしょうか。

○笹瀬委員 事業者ではなくて、回答を依頼された側から、こういう調査をするときにこういうふうにしてもらえともっと楽に書類が出せるなどのコメントや要望を記載できるようになっているのでしょうか。

○藤野審議官 できるだけフォーマットみたいなことをきっちり決めて、数字を埋めたら、外資比率の計算ができる、そういった形でお願いしますけども、そこら辺、具体的にちよつとここはどうなっているのかというような御質問とか、ある種の御要望ですか、そういうのはいただいたりしています。

○笹瀬委員 分かりました。どうもありがとうございました。よろしく願います。

○日比野会長 よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆さんからの御質問等は以上ということになります。

日比野からは、4月14日の定例の審議会において報告いただいた際に、本件に関してはしっかりとした書面の形で当審議会としての意見表明をさせていただくということを申し上げました。その後、林先生のドラフトをベースに、委員でその内容を詰めている状況でございます。放送行政の改善に向けた機序になるということをお願いの意見、要望でございますので、そのように受け止めていただければなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤野審議官 分かりました。いただいた際には、我々のほうでもきちっと受け止めて、対処させていただきたいと思えます。

○日比野会長 よろしく申し上げます。

それでは、本報告事項については終了したいというように思います。ありがとうございました。

○藤野審議官 またアップデートさせていただきたいと思えますので、またよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○日比野会長 ありがとうございます。では、情報流通行政局の職員の皆さんは退室をお願いいたします。ありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

○日比野会長 それでは、ここからは委員の皆さんのみでの、事務局は入りまされども、意見交換を行いたいというように思います。

先ほど藤野審議官にも申し上げたとおりですが、前回、4月14日の審議会、ここで平成29年1月当時の株式会社東北新社の衛星基幹放送業務の認定等に関して、当審議会としての書面の形で意見表明すると申し上げ、それを前提として引き続き議論することとしております。

その際、林委員に書面のドラフティングをお願いしておりましたけれども、

本日、原案を御用意いただいております。林先生には、教務などで大変御多忙な折に、ゴールデンウィーク、それから結構な週末もいとわず大変十分に練り上げたドラフトをまとめていただいたというふうに思っております。心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、まず、林委員から御説明をお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

○林委員 ありがとうございます。林でございます。

まず、「勧告」案についてでございます。

今回の事案の推移に鑑みますと、今般、電監審の勧告が企図されるに至った経緯として、結果的に間違った答申をしてしまった東北新社の案件について、事態の発覚後、総務省が、原局が電監審に対して適時適切に十分な説明をしてこなかったことにあると思っております。すなわち、前回、令和3年4月14日開催の電監審に至るまで、本件に関する公式の説明が原局より電監審に対してなく、また、当日、原局が行った事実経過の説明も、当時、既に報道されていまして事実や内容の域を超えるものでもなく、加えて本件で取られた処分について、総務省の判断理由が電監審に対して明確に示されなかったということが、電監審委員の先生方の御懸念や、あるいは疑念を招いたのではないかと思います。そこで、このような状況がある意味傍観したままでは、国会同意を経て国民から負託された電監審委員としての職責を十分に全うすることができないとの問題意識と、そしてその使命感の下に、今回の勧告案等の提出に至ったものと理解しております。

御案内のように、放送法179条1項は、必要的諮問事項に「関し」、電監審は総務大臣に対して必要な勧告をすることができるとされてございます。本勧告案で挙げた(1)の「総務省におけるチェック体制の強化等について」も、それから(2)の「電波監理審議会における審議について」も、いずれも

本件に即して申しますと、放送法93条1項に基づく基幹放送業務の認定に「関し」、生じた課題でございますので、勧告の対象となるべき性格のものでございます。

次に、「要望」案について御説明をいたします。

これは①から③の3つの事項につきまして、総務省がその立法理由をまず確認し、今日的妥当性を改めて検証するよう要望するものでございます。これらの事項を、勧告ではなく要望とした理由について、まず御説明いたします。

御案内のように、2001年の中央省庁再編に先立って、審議会等の整理合理化に関する基本的計画が閣議決定されました。平成11年4月27日の閣議決定でございます。当該計画において存置する審議会等を、いわゆる「基本的政策型審議会」及び「法施行型審議会」に分類しまして、電波監理審議会は後者に位置づけられました。「基本的政策型審議会」とは、行政の企画、立法過程における法案作成や法案作成につながる事項などの基本的な政策を審議事項に含む審議会等をいい、「法施行型審議会」とは行政の執行過程における計画や基準の作成、不服審査、行政処分等にかかる事項について、法律または政令により審議会等が決定、もしくは同意機関とされている場合、または審議会等への必要的付議が定められている場合に、当該事項を審議事項とする審議会等をいうとされております。

この2001年の中央省庁再編の際に行われた審議会の位置づけに関する整理によれば、当審議会は、いわゆる立法論に立ち入ることに慎重な意見がございます。そこで、当審議会としましては、立法論、すなわち具体的な法律改正方策にわたる事項については謙抑的に対処することが適当ではないかと考えた次第です。

そこで、これらの事項につきましては、勧告事項から落としまして、今後総務省が検討するであろう現行外資規制の在り方について、その検討の行方に期

待を述べるにとどめたものでございます。ただし、先ほど「基本的政策型審議会」と「法施行型審議会」の分類について言及しましたけれども、各審議会の権限については、最終的には、閣議決定に基づく分類によるのではなく、結局のところ、定められた法令によって解するほかないところでございます。そもそも電監審に託されている法定諮問事項というのは、結局のところ法律の実施に関連するものでございますから、不可避免的に法律の在り方にも関わってくるものでございます。

今回の事例に即して申し上げますと、東北新社及びフジテレビのいずれの事案においても、諮問事項である認定に関して欠格事由である外資規制違反の状態があり、それが法令の不備によるものであると認められるのであれば、それは諮問事項に「関する」ものであるというふうに解されます。すなわち、①で書かせていただきました間接支配については、直接支配規制だけでは容易に脱法的行為を許す素地が発生し得ることは十分に考えられ、その結果、電監審としても実質的に不適切な判断を下さざるを得ない状況ともなり得るのは十分想定され得るところでございます。

また、②とか③につきましても、外資規制違反状態が発生した場合において、その事情を勘案するということや、あるいは是正を図るための措置がないために、外資規制違反の状態がないとの前提で電監審が下した判断と、ある意味乖離する方向に働くこととなります。また、事業者において、違反状態を隠蔽する誘因が働く恐れもございます。

そこで、我々といたしましても、今般問題となったこういった状況を憂慮しまして、今後こういった事態が生じることのないように、①、②、③に掲げた事項について、それ自体を勧告事項や審議事項とすることは今回は控えることとしつつも、総務省内の別の審議会、ないし検討会、あるいは研究会等において、今後これらの事項を含む外資規制の在り方について、活発に御議論をいた

だくように要望することとした次第でございます。

勧告案、要望案の趣旨の説明は以上でございます。

それでは、それぞれにつきまして委員の先生方の慎重な御審議に資するように、恐縮ではございますが、案文を読み上げさせていただいてよろしゅうございましょうか。

○日比野会長 はい、どうぞ。お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

それでは、勧告案のほうを読み上げさせていただきます。

総務大臣殿、電波監理審議会。

放送法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、勧告する。

別紙。放送法第93条第1項の衛星基幹放送の業務の認定に関する勧告。

当審議会は、第1039回会合（平成29年1月11日開催）において、総務大臣より「BS・東経110度CSによる4K・8K実用放送の業務等の認定について」諮問を受け、審議の結果、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申をした。

この答申を受けて総務大臣は、同年1月24日に株式会社東北新社に対して、衛星基幹放送の業務の認定を行った。

しかしながら、当該認定については、その申請時及び認定時において、申請者の株式会社東北新社が認定の欠格事由（外国人等が議決権の5分の1以上を占めるもの）に該当しており、当該認定に重大な瑕疵が存在し、本来は認定すべきではない事案だったことが本年3月に確認された。このため、総務省は、同社より認定基幹放送事業者の地位を承継した株式会社東北新社メディアサービスに対して、本年5月1日付で本件認定を取り消すことを本年3月26日に通知して、同日その旨を公表し、本年4月14日に当審議会で本件の経過について報告を行った。

このような事案の発生に鑑み、当審議会への諮問事項である衛星基幹放送の業務の認定に関し、以下のとおり勧告する。

(1) 総務省におけるチェック体制の強化等について。総務省における衛星基幹放送の業務の認定における外資規制の審査を強化するため、申請者から外国人の議決権比率を確認できる書類の提出を求めるようにするなどの審査体制の見直しを検討すべきである。

さらに、今後外資規制違反が発生した場合にそれを適時適切に把握するための仕組みの導入を検討すべきである。

なお、以上の検討に際して、現在は株式の書類が多様化し、様々な株式保有の形態があることを踏まえ、実効性をもった、かつ実行可能な仕組みの検討を行うのが適切である。

(2) 電波監理審議会における審議について。当審議会の審議・答申は、諮問側の十分な情報提供と説明が前提となるものである。その前提がひとたび崩れると、答申それ自体の正統性（legitimacy）に疑義が生じるおそれがある。総務省からは、当審議会での諮問事項に係る審議のために、可能な限り、十分な判断材料が提供されることが必要である。

よって、総務省においては、当審議会に関わる事案について、当審議会に対し、適時適切に必要な情報を提供するように要請する。以上。

以上でございます。

続きまして、要望案のほうも読み上げさせていただきます。

情報流通行政局長殿、電波監理審議会。

外資規制に係る放送法等の規定の在り方に関する要望。

本年4月14日の電波監理審議会における株式会社東北新社メディアサービスの認定の取消しに関する報告に併せて、株式会社フジ・メディア・ホールディングスが平成24年から平成26年までの間、一時的に外資規制に抵触をし

ていた事実について、総務省から説明があった。

衛星基幹放送の業務の認定の申請者や認定放送持株会社において現行の外資規制への抵触が立て続けに判明したことに鑑み、総務省においては、今後、現行の外資規制自体の在り方について改めて検証することとされている。

衛星基幹放送業務及び認定放送持株会社のいずれの認定についても諮問を受け答申をした当審議会としても、このような事態を憂慮するものであり、総務省が今後実施する検証において、以下の事項について、総務省がその立法理由をまず確認し、その今日的妥当性を改めて検証するよう要望する。

①間接支配について。現行の外資規制には放送法第93条第1項第7号において衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送は直接支配の外資規制はあるが、地上基幹放送とは異なり、間接支配の外資規制は適用されないといった差異があること。

②事情勘案に関する条項について。電波法第75条第2項及び放送法第103条第2項において見られるような間接支配規制条項に違反した場合に、事情を勘案して免許または認定を取り消さないことができることとする規定が、認定放送持株会社については設けられていないといった差異があること。

③違反状態是正のための措置について。外資規制への抵触について、法令違反に対して発出される業務停止命令とは異なり、段階的不利益処分が存在しないこと、また、外資規制違反状態を是正するための猶予期間も設けられていないこと。以上。

私からは以上でございます。

○日比野会長 ありがとうございます。林先生、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問等をお願いしたいと思います。ここからの議論も含めて、今日は正式な会ですので、本日の議事録は後日公表されるということですから、勧告あるいは要望書の補完にもなり得るというもの

ですので、皆様のお考えを改めて頂戴できればと思います。よろしいでしょうか。

それでは、兼松会長代理からお願いしてよろしいですか。

○兼松代理 ありがとうございます。林先生、お忙しい中大変な労作をお取りまとめいただきまして、改めて感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

この間、審議会の中でも相当な時間をかけて議論をしたわけですが、結果としましてはすばらしい形の勧告になり、要望案が出来たということで、私も非常に今安堵しているというか、非常にありがたいなと思っておるところでございます。

今、趣旨を御説明いただいたとおりで、林先生の御意見に、私、全く異存はございませんですが、おっしゃるように、仮に審議会に2つの種類があるとしても、そして電波監理審議会が仮に法施行型審議会だったとしても、法施行を正しくやるためにはその前提が正しくなければいけないのは当たり前のことではございますが、その前提が間違っていたと。前提が間違っていた原因が、やはり法律に何か欠缺なり不備があったのではないかということであれば、そこを直してちゃんと正しい諮問ができるようにしてくださいねというふうに意見を述べるというのは、何ら審議会の目的に外れるものではないと考えておりますので、このような勧告と要望という形に分かれたことではございませんけれども、やはり書面の形できちっと原局なり省なり大臣なりに意見をするというのは大事なことでないかというふうに思っております。

非常に雑駁な言い方ではございますが、取りあえず私の意見は以上のとおりでございます。林先生、ありがとうございました。

○日比野会長 ありがとうございます。

それは、長田委員、御意見等よろしく申し上げます。

○長田委員 ありがとうございます。林先生、本当にありがとうございます。先ほどの御説明、そして今兼松代理の御意見を含めて、私も本当に思いは1つだなというふうに思っております。

審議会の委員として、このように、気がついたわけですから、本当はもっと早い段階で意見を申し上げることができればよかったなという思いすらあるぐらいです。いろいろ総務省側の思いもおありだと思いますけれども、答申をするに当たっての私どもの責任を果たすための方法について、現在の在り方をどのように見直すべきか、検討をしていただきたいと思います。これは、この勧告と要望に共通する思いであるということは総務省にきちんと認識をしていただいて対応していただきたいと思います。今後、検討組織ができるのだと思いますけれども、そういう委員の先生方にもこの思いは伝わればよいなというふうに思っています。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。

最後に、笹瀬委員、いかがでしょうか。

○笹瀬委員 林先生、どうもありがとうございました。非常に立派なものをつくっていただきまして。特に日比野会長、どうもありがとうございました。私は、時間がかかって遅くなると、意味がなくなると思いますので、今回これをタイムリーにまとめることは、諮問委員会が責任を果たすためにも非常に重要だと思います。きちんと議論をしてまとめた意見を、パブリックに公表できるということは非常に重要ですので、そういう面で非常にいいものが出来たと思います。多分これを見た方も、かなり時間をかけてつくったということは分かりますので、そういう面で、総務省の方々も、ぜひ同じ方向を向いてよりよくするために頑張っていただければと思います。

どうもありがとうございました。以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。

林先生、特によろしいですか。

○林委員 はい、大丈夫でございます。

○日比野会長 私は随時内容を見させていただいているので、この段階で特段申し上げることはないのですが、冒頭申し上げましたとおり、よく練れた形にさせていただきまして、本当にありがとうございます。

改めて、この勧告とか意見、要望が、今日の議事録の内容も含めて、今後の放送行政に生かされることをひとえに期待したいと思っています。

委員の皆様には忌憚のない御意見を頂戴しまして、大変ありがとうございます。

それから、ここから先ですけれども、さらにお気づきの点等ございましたら、来週25日火曜日までに事務局にメール等でお寄せいただければと思います。タイミング等、勧告につきましては、時々申し上げておりますとおり、当審議会の歴史上約70年ぶりに行うということになります。放送法の下では事実上初めてなのかもしれませんけれども、前例がほぼないという状況の中、勧告ということ自体にかなりのインパクトが想定されます。そういう意味では、各方面からのいろんな指摘にも耐えられるように、書式、それから言葉遣い等も含めて事務局のほうでも入念な確認作業をお願いしたいと思います。

これまでいろいろ議論をしまいましたが、文章で原案を出すというアクションは今日が初めてでございますので、ここからがスタートということになります。そういう意味では、ここから今日の午後以降、いろんな作業が発生してくると思います。

次回の定例会は、6月9日ですけれども、それより前に何とかいろんな作業を終えて進めていきたいと基本的には考えています。そういう意味では、林先生には随時相談しますけれども、途中のプロセスでの個別の軽微な修正等は会

長である私に一任をいただいて、発出のタイミングは、最終案を固めて、場合によってはネットかメール開催かもしれませんが、それを皆様に御確認いただいたしかる後、速やかに発出と考えております。要望事項に関するインパクトもしっかり失わないようにする意味では、基本的に勧告と同時に発出するのがよからうというふうに考えておるわけですが、そういったことでよろしゅうございますでしょうか。

○長田委員 どうぞよろしく申し上げます。

○林委員 賛同いたします。

○笹瀬委員 1点だけ、日比野会長、お願いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○日比野会長 はい、どうぞ。

○笹瀬委員 要望を出した場合に、要望に対して何らか総務省のほうでいろいろ議論されると思いますので、いずれ報告はしていただけるんですよ。

○日比野会長 これはいろんな場でオープンになってくると思います。そもそも総務大臣の4月中旬のご発言で、外資の出資規制全体を根本的に見直すということになっているので、有識者会議だというふうに決まっていけないという話でしたけど、何らかの会議が立ち上がって、相当オープンな議論がされていくと思いますので、この要望等の反映具合というのはタイムリーに分かると思います。委員の先生の皆さんが、毎日それを見ているわけじゃないので、その辺りは事務局でもフォローしていただいて、その議論の状況等もタイムリーに委員に連絡いただければなというふうに思います。

○笹瀬委員 分かりました。電監審のときに、決まったこととかやっていることが分かれば、簡単でもいいから逐次報告していただいたほうがありがたいです。いつもまとまって完成版が出てくるので、そうすると新聞報道のはるか後に出てくるのでということだと思しますので、林先生がおっしゃったように、

適宜適切に出していただければありがたいかなということをお願いします。

以上です。

○日比野会長 この辺は、事務局のほうもぜひ、できる限りよろしくお願ひしたいというふうに思います。あと、よろしいでしょうか。

事務局のほうも、特によろしいですか。特になければ、私のほうからちょっと最後に1つ重要なことですが、情報管理についてです。恐らく普通に考えると6月にもつれ込みますが、6月9日より前を目指すというような感じだと思います。数十年ぶりの勧告ということですので、それなりの時間はかかります。それから法的なアクションなのでリーガルチェックも随所入るとは思いますけれども、できるだけ早くとは思っていますが、それでも6月にもつれ込む可能性が高い中、情報管理を厳重にする時間がそれなりに長いです。ということで、勧告書、要望書の発出まで、その間の情報の取扱い、現在の議論の状況、特に「勧告」という2文字のインパクトが強いのだろうとは思いますが、この辺りは厳重に配慮する必要があると思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

発出後は、皆様、メディアと接する機会がそれぞれおありかもしれませんが、そのときの対応等も含めて、事務局には検討しておいてもらおうかなと思っております。

私から大体以上ですけれども、事務局のほうで何か補足とかございますでしょうか。

○高田幹事 事務局、高田でございます。

今御指摘いただいていた2つの点です。まず1つ目は、外資規制の在り方の検討がこれから始まるであろうから情報提供をという御要望だと思いますので、こういう御指摘、先生方からございますということは、情報流通行政局等にも伝えてまいりたいと思います。逐次御提供するようにしてまいりたいと思

います。

それからまた、情報管理については、日比野会長からも委員の皆様に御指摘あったとおりにかと思えます。もしメディア等からお問合せありましたら、事務局に預けていただければ私どもでお答えをするようにしたいと思います。また会長とも御相談しながらやってまいりたいと思えますので、お願いいたします。

○日比野会長 発出までは多少時間があるので、準備していただいたほうがいいと思いますが、それまでの間、情報管理には気をつけていただくという事でお願いします。

○日比野会長 よろしいでしょうか。大変長い道のりになりましたけど、もう一息でございますので、よろしくお願いします。

あと特によろしければ、本日の議題は以上ということでございます。特に皆様、よろしいでしょうか。

○兼松代理 はい、大丈夫です。

○長田委員 大丈夫です。

○日比野会長 ありがとうございます。

閉 会

それでは、本日の議題は以上ということで、次回開催は、定例会は、6月9日の水曜日10時からを予定しておりますので、またよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会を閉会としたいと思います。ありがとうございました。